

2010

9

SEPTEMBER

Vol.42

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



野村興産株式会社 関西工場

特集

～続・廃棄物処理法の改正動向～

- 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について
- 改正廃棄物処理法の政省令事項（環境省案）～第13回廃棄物処理制度専門委員会資料～

産業廃棄物の処理の委託には、

社団法人 全国産業廃棄物連合会発行の

マニフェストをお使い下さい!!

選ばれる

理由があります...

コンプライアンス経営
実現のためには
社団法人全国産業廃棄物
連合会発行のマニフェストで
決まりだね!



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

裏面には交付番号のバーコードを
記載しています。パソコンへの入力
の効率化が図れます。



交付番号は、環境省認可の社団法人
全国産業廃棄物連合会が一括管理。
社会の信頼性が違います。

法律で定められているマニフェストの5年間の保存のため、
バックカーボンを採用! ※長期保存には、バックカーボンが適しています。



社団法人 大阪府産業廃棄物協会



C O N T E N T S

特集●～続・廃棄物処理法の改正動向～

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について ～事務連絡～

2

改正廃棄物処理法の政省令事項（環境省案）

～第13回廃棄物処理制度専門委員会資料～

5

行政だより● O A 機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止について

18

産業廃棄物処理業者、再生事業者が実施する電動式等フォークリフト等導入事業

23

OSK通信●

26

- 大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議啓発部会
- 産業廃棄物処理業優良化推進委員会
- なにわサンパイ塾
- 企業による森づくり連絡調整会
- 大阪府アスベスト飛散防止推進会議
- 大阪府港湾局長感謝状贈呈式
- JICA 集団研修（大阪アジア 3 R サポート事業）
- 社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
- 大阪府フロン対策協議会
- 社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局責任者会議
- 新公益法人移行のための個別相談会
- グリーン化プログラムを活用したエコアクション21認証登録に関する説明会

会員紹介●野村興産株式会社 関西営業所 黒川武樹所長
野村興産株式会社 関西工場 小松由和工場長
インタビュー

30

表紙写真提供：

野村興産株式会社 関西工場 〒555-0041 大阪市西淀川区中島2-4-143
 野村興産株式会社 営業所 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2-1-2
 高麗橋野村ビル

特集

—— 続・廃棄物処理法の改正動向 ——

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理
責任の元請業者への一元化について事務連絡
平成22年5月20日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局) 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）が平成22年5月19日（水）に公布されました。

改正法の施行日は公布日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めることとなり、施行に当たっては改めて施行通知を發出いたしますが、改正法第21条の3に規定されている建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を元請業者へ一元化する規定については、各方面から規定趣旨に関する照会が多く寄せられていることから、施行に先立ち、その趣旨について別紙のとおり示します。

貴部（局）におかれましては、貴管下市町村及び事業者に対する周知について、よろしく取り計らい願います。

(別紙)

1. 趣旨

建設産業は、建設工事現場に元請業者、一次下請業者、二次下請業者等が存在し、排出された個々の廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいという構造にある。

現行法制度においても、原則として元請業者が排出事業者となることを「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成6年衛産第82号通知）において示していたが、同通知にあるように、元請業者が下請業者に、建設工事の全部を一括して請け負わせる場合又は建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して請け負わせる場合には、下請業者も排出事業者となることとされていた。

このため、都道府県知事等が行政指導及び行政処分を行う相手方が不明確となり、これらの廃棄物の適正処理を確保するための措置を適切に執行することができないという問題が生じており、これが、今

なお多く発生している建設系廃棄物の不法投棄の一つの要因となっている。

このため、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営により建設系廃棄物の適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設系廃棄物については、元請業者から請け負って解体工事等の個別の工事の作業を行っている一次下請業者、二次下請業者等（以下「下請負人」という。）ではなく、当該工事の全体を掌握し総括的に指揮監督・管理している元請業者が、排出事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととするものである。

改正後の第21条の3第1項は、その旨を明確にしたものである。同条第2項及び第4項は、排出事業者でも廃棄物処理業者でもない下請負人に対しては廃棄物処理法上の規制が課せられないこととなるため、不適正処理を助長しないよう改めて必要な規制を課すこととするものである。同条第3項は、少量の一定の廃棄物の運搬に限っては、元請業者と下請負人との間に下請負人が自ら運搬する旨の契約がある場合には、下請負人が運搬することを可能とするものである。

2. 各規定の趣旨

(1) 改正法第21条の3第1項について

本項は、廃棄物処理法上、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出事業者に係る規定の適用については、建設工事の元請業者を「事業者」とするものである。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について排出事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理業者等に適正に処理を委託しなければならないこととなる。

また、下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなり、許可を取得した下請負人に対する都道府県知事等による適時適切な指導監督や無許可の下請負人による建設系廃棄物の不適正処理に対する厳正な取締りが可能となる。

なお、建設工事とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念である。解体工事については含まれることを入念的に明らかにしている。

(2) 改正法第21条の3第2項について

本項は、下請負人が産業廃棄物が排出された建設工事現場内で運搬されるまでの間産業廃棄物の保管を行う場合の保管基準及び改善命令の規定の適用を定めるものであり、当該保管行為について元請業者及び下請負人の双方に産業廃棄物保管基準が適用されることとなる。

(3) 改正法第21条の3第3項について

本項は、今後環境省令で定めることとなる少量の一定の廃棄物の運搬については、処理基準を遵守した上で自ら運搬（運搬に当たって行う保管を除く。）することを例外的に許容することとするものである。

下請負人が本項により排出事業者とみなされるのは、本項の規定に基づいて下請負人が運搬を行う場合のみであり、かつ、本項の規定により適用されることとなる各規定に関する限りである。

すなわち、下請負人が自ら廃棄物の運搬を行う旨を含む請負契約が書面で確認できない場合は下請負人は運搬を行うに当たり許可が必要となり、本規定に基づき運搬を行えることとはならない。また、当該廃棄物が生じた建設工事の下請負人以外の者が運搬を行う場合には、改正法第21条の3第1項に基づき元請業者が排出事業者となる。

なお、当該規定により下請負人が行えることとなるのは運搬のみであり、処分や他人への委託（委託時のマニフェストに関する事務を含む。）については元請業者が行わなければならない。

また、本項の規定に基づいて下請負人が請負契約で定めるところにより運搬を行う場合は、元請業者から委託を受けて行うのではなく自ら運搬を行っているものと整理されることとなる。

(4) 改正法第21条の3第4項について

本項は、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、下請負人に委託基準及びマニフェストを交付等する義務を適用し、廃棄物処理法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものである。

改正法第21条の3第1項の規定によって元請業者が排出事業者となることにより、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際には、下請負人が元請業者から受託した廃棄物の処理を再委託する場合を除き、何ら廃棄物処理法に基づく規定の適用がないこととなる。本項は、そのような場合であっても下請負人が不適正な委託を行わないように委託に関する諸規制を下請負人に課すものであり、下請負人が請け負った建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではない。

なお、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合であっても、それが元請業者の指示又は示唆により行われた場合には、元請業者から下請負人に対して当該運搬又は処分の委託があったと考えられ、元請業者に委託基準等が適用されることとなる。

下請負人が元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合には、従前どおり、当該元請業者には委託基準等が、当該下請負人には再委託基準等が適用されるものであり、本規定の適用は除外されることとなる。

(5) 改正法第19条の5第1項第4号について

本号は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、元請業者が自ら処理も委託処理もしない不作為の場合であって下請負人により不適正処理が行われた場合には、その責任は排出事業者責任を果たすことを怠った元請業者も連帯して負うこととするものである。

元請業者が、排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその産業廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行わず、当該産業廃棄物が不法投棄等不適正処理され生活環境保全上の支障等が生じた場合には、元請業者が本来行うべき行為を行わなかったという事実によって、元請業者に過失があるものと考えられる。

これは、下請負人が、元請業者の不作為により処理されない産業廃棄物の処理を、請け負った建設工事の施工のために自ら又は他人に委託して行った結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合についても同じであり、当該元請業者は、当該支障等を除去する責任を、下請負人に連帯して負うこととなる。

なお、元請業者が委託基準に違反した不適正な委託を行った場合には、排出事業者責任を果たしたものととは考えられないため、連帯責任は免除されない。また、元請業者が委託基準に従った委託をしていた場合でも、不適正処理について要求、依頼、唆し又は幫助した場合や、処理に関し適正な対価を負担していない場合等には、別途、改正法第19条の5又は同第19条の6の規定に基づき、責任を負うこととなる。

以上

改正廃棄物処理法の政省令事項(環境省案)

～第13回廃棄物処理制度専門委員会資料～

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 廃棄物処理制度専門委員会 廃棄物処理法 政省令事項素案

※以下「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号。以下「改正法」という。)による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律をいい、「現行令」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令をいい、「現行規則」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則をいい、「現行基準省令」とは、現行の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令をいう。

※以下において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において使用する用語の例による。

※内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない(法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする)。

1. 帳簿(法第12条第13項関係)

〔 法第12条第13項において、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて帳簿の備え付けが義務付けられており、現在は産業廃棄物処理施設を設置している事業者がその対象となっている(現行令第6条の4)。 〕

(1) 帳簿を備えることを要する事業者(現行令第6条の4関係)

帳簿を備え付ける義務を有する事業者に、

- ①事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者
- ②事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者を追加するものとする。

(2) 帳簿記載事項(現行規則第8条の5第1項関係)

(1)により新たに帳簿を記載する事業者に関する帳簿記載事項を、次のとおりとする。

①の事業者にあつては、事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。

- ・運搬：産業廃棄物を生じた事業場、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- ・処分：産業廃棄物の処分を行った場所、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

ただし、(1)①の事業者が、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設において産業廃棄物を処分する場合にあつては、現行制度上既に帳簿の備え付けが義務付けられているこ

とから、処分に関する記載は不要とする。

②の事業者にあつては、当該焼却施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。

- ・処分：処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2. 事業場外の保管届出

（法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項関係）

事業者は、環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする（法第12条第3項及び第12条の2第3項）。

非常災害のために必要な応急措置として保管をしたときは、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第12条第4項及び第12条の2第4項）。

法律の施行日時点で行われている保管については、環境省令で定めるところにより、施行日から3か月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない（改正法附則第6条）。

（1）届出対象となる廃棄物（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とする。

（2）届出対象となる保管（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める保管は、300㎡以上の保管場所^{*1}で行う保管とする。

ただし、以下の保管については、別の制度により当該保管について都道府県知事が把握することができることから、本制度による届出義務の対象からは除外する。

- ・排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可（積替保管を含む。）又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管
- ・排出事業者がPCB特別措置法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管

（3）届出事項（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項で定める環境省令は、次のとおりとする。

①届出書には、以下の事項を記載することとする。

- ・保管場所としての使用開始年月日
- ・保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあつてはその代表者の氏名及び連絡先
- ・保管を行おうとする場所の所在地、面積

※1 保管の規模については、保管場所の囲いの面積によって算定することとする。

- ・保管を行おうとする産業廃棄物の種類
 - ・保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
 - ・当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
 - ・屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合にあっては産業廃棄物の高さの上限
 - ・保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- ②届出書には、以下の書類を添付することとする。
- ・保管場所付近の見取図
 - ・保管場所の区域及び面積を明らかにする平面図
 - ・保管場所の土地の登記事項証明書（保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

（４）事後届出の対象となる場合

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として当該保管を行う場合とする。

（５）事後届出の届出事項

法第12条第4項及び第12条の2第4項で定める環境省令は、次のとおりとする。

①届出書には、以下の事項を記載することとする。

- ・保管を開始した日、保管期間
- ・保管をした排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先
- ・保管をした場所の所在地、面積
- ・保管をした産業廃棄物の種類
- ・保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
- ・当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
- ・屋外で容器を用いずに保管した場合にあっては産業廃棄物の高さの上限
- ・保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- ・応急措置として保管した理由

②届出書には、以下の書類を添付することとする。

- ・保管場所付近の見取図
- ・保管場所の区域及び面積を明らかにする平面図
- ・保管場所の土地の登記事項証明書（保管をした土地について事業者が所有権を有さない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

（６）届出事項の変更時^{*2}の届出

（３）の届出を行った事業者は、届出事項を変更しようとする場合には、事前に、届出事項のうち変更のあるものについて届出を行わなければならないこととする。

（７）施行日時点で行われている保管についての届出

（３）の場合と同様の届出書及び添付書類により届出を行うこととする。

※2 保管を終了する場合も、保管を行う土地の面積に変更が生ずることから、変更届出が必要となる。

3. マニフェストの保存（法第12条の3第2項関係）

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、当該マニフェストの写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない（法第12条の3第2項）。

法第12条の3第2項で定める環境省令で定める期間は、最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写し（運搬又は中間処理のみを委託した場合には、当該運搬又は中間処理が終了した旨が記載されたマニフェストの写し）の送付を受けた日から5年間とする。

ただし、現行規則第8条の28に定める期間^{*3}までにマニフェストの写しの送付を受けない場合には、現行規則第8条の29の規定に基づき講ずべき措置として報告書を都道府県知事に提出した日から5年間とする。

4. 処理困難通知

（法第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係）

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない（法第14条第13項）。

産業廃棄物処理業者は、通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない（法第14条第14項）。

特別管理産業廃棄物処理業者についても同様とする（法第14条の4第13項及び第14項）。

マニフェストを交付した事業者は、一定期間内に、産業廃棄物処理業者からマニフェストの写しの送付を受けないとき、記載事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき、又は処理困難通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない（法第12条の3第8項）。

（1）現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（法第14条第13項及び第14条の4第13項関係）

法第14条第13項及び第14条の4第13項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

①故障、事故

故障、事故等により、事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含み、運搬車及び運搬船を除く。）が稼働しなくなったことにより、保管量が法定の上限に達したこと。

②事業の廃止

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の全部又は一部を廃止したこと。

③施設の休廃止

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設により受託した産業廃棄物を処理している場合において当該許可に係る施設を廃止したこと、又は当該許可に係る施設を休止したこと。

④欠格要件該当

産業廃棄物処理業者が、禁錮以上の刑に処せられたこと、廃棄物処理法等の規定に違反し罰金の刑に処せられたことその他法第14条の2第3項の規定により都道府県知事への届出が義務付けら

※3 運搬又は中間処理にあってはマニフェスト交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、最終処分にあつてはマニフェスト交付の日から180日

れている欠格要件のいずれかに該当するに至ったこと。

⑤埋立終了（最終処分場の場合）

埋立処分を受託した場合であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた最終処分場に係る埋立処分が終了したこと。

⑥行政処分

次の行政処分を受けたこと

- ・法第14条の3（第14条の6の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく事業停止命令
- ・法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の使用停止命令
- ・法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の許可取消処分
- ・法第19条の5の規定に基づく措置命令

次の行政処分を受けたことにより、保管量が法定の上限に達したこと。

- ・法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の改善命令
- ・法第19条の3の規定に基づく改善命令

（2）通知手続（法第14条第13項及び第14条の4第13項関係）

法第14条第13項及び第14条の4第13項の通知は、以下のとおり行うものとする。

①産業廃棄物処理業者は、(1)の事由が発生してから10日以内に、委託者に書面で通知しなければならないこととする。

②通知には以下の事項を記載しなければならないものとする。

- ・産業廃棄物処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・事由の内容（事業の廃止及び施設の休廃止の場合にあっては、変更前及び変更後の内容が明らかになるように記載すること。故障、事故、埋立終了の場合を除き、根拠条文を明記すること。）
- ・事由の発生日

（3）通知の写し保存期間（法第14条第14項及び第14条の4第14項関係）

法第14条第14項及び第14条の4第14項の環境省令で定める期間は、通知をした日から5年間とする。

（4）処理困難通知を受けたときの事業者の適切な措置の内容

マニフェストを交付した事業者は、当該マニフェストの写しの送付を受けていない処理業者から処理困難通知を受けたときは、虚偽マニフェストの写しの送付を受けたとき等と同様、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に、措置内容等報告書を都道府県知事に提出するものとする。

（5）電子通知

処理困難通知の発出及び当該通知の写しの保存は、電子ファイルで行うことを可能とする。

5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外（法第21条の3関係）

建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が排出事業者となるが(法第21条の3第1項)、環境省令で定める廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす（法第21条の3第3項）。

法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物は、次のいずれにも該当するものとする。

①建築物その他の工作物に係る維持修繕工事（新築工事若しくは増築工事又は解体工事を除く。）

であってその請負代金の額が500万円以下である建設工事（ただし、同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。）又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引き渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事（瑕疵補修工事）であって、請負代金相当額が500万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物であること。

- ②特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③1回に運搬する廃棄物の容積が1 m³以下であることが明確な廃棄物であること。
- ④当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものであること。
- ⑤運搬先が元請業者の指定する保管場所（元請業者が所有し、又は使用権原を有するものに限る。）又は廃棄物の処理施設（元請業者が設置するものに限る。）であって、当該廃棄物が排出される事業場（すなわち建設工事現場）と同一の都道府県に存するものであること。
- ⑥下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した別紙（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該別紙及び請負契約の写し（瑕疵補修工事にあつては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しが行なされた事実を確認できる資料）を携行するものであること。

6. 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し （現行規則第3条及び第11条等関係）

〔 廃棄物処理施設を設置しようとする者等が法人である場合には、許可等の申請時に、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を申請書に添付するものとする（現行規則第3条第5項第7号等）。 〕

改正会社法の施行に伴い、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従前は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことから、廃棄物処理施設の設置許可等の申請に際し必要となる書類に、これらの書類を追加することとする。

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法第24条の2及び現行令第27条関係）

〔 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる（法第24条の2第1項）。
法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、廃棄物再生事業者の登録に関する事務以外の事務は、地方自治法上の指定都市の長、中核市並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行うこととする（現行令第27条）。 〕

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあつては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととする。

8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度

(法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係)

産業廃棄物処理業の許可は、五年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項）。

- (1) 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、以下の基準（以下「優良基準」という。）の適合性審査の申請を行うことができる。この場合にあっては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要となる資料を提出しなければならない。
- ① 過去5年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）、廃棄物処理法、浄化槽法及び現行令第4条の6各号に掲げる法令に基づく不利益処分（他の都道府県・政令市における不利益処分を含む。）を受けていないこと。
 - ② 5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。
 - ③ 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21等の認証制度により認められていること。
 - ④ 次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。
 - ・ 会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
 - ・ 許可内容（事業計画の概要等）
 - ・ 施設及び処理の状況

（事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程※等）
- ※産業廃棄物の一連の処理の工程には、以下の事項を含めて記載すること。
- a) 過去1年間の廃棄物の種類ごとの受入量
 - b) 過去1年間の処分量（減量を行った量等を含む。）
 - c) 過去1年間の処分委託先（ただし、処分委託先の個別名称については公表を任意とする。）、処分委託先ごとの処分委託量、処分委託先における処分区分及び再生を行う場合にあっては再生品の用途
 - d) 過去1年間の売却先（ただし、売却先の個別名称については公表を任意とする。）、売却先ごとの売却量及び売却品の用途
- ・ 焼却処分を行っている産業廃棄物処分業者である場合にあっては、直前1年間の熱回収の有無及び実績
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況
 - ・ 直前3年間分の財務諸表
 - ・ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
 - ・ 組織体制（社内組織、職務分掌等）
 - ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度
- ⑤ 電子マニフェストの利用が可能であること。
 - ⑥ 財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。
 - a) 過去3カ年の平均自己資本比率が10%以上であること
 - b) 過去3カ年の経常損益の合計額に過去3カ年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円以上であること
 - c) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料及び維持管理積立金の納付額に未納のものがないこと

- (2) 都道府県知事は、当該申請者が優良基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とし、それ以外の場合は5年とする。

9. 定期検査（法第8条の2の2及び第15条の2の2関係）

一般廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場に限る。）の設置者及び産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、当該廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない（法第8条の2の2及び第15条の2の2）。

(1) 定期検査の申請（法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係）

- ①法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の検査（以下「定期検査」という。）を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・許可番号及び許可年月日
 - ・施設の名称及び所在地
- ②廃棄物処理施設の設置者が自主的に行った点検の結果など、参考となる書類又は図面がある場合には、これを申請書に添付するものとする。

(2) 定期検査の受検期間（法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係）

法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の環境省令で定める期間は、5年以内とする。改正法施行の際、既に使用前検査を受けた施設の設置者は、一定期間^{*4}以内に定期検査を受けなければならないこととする。

(3) 定期検査結果の通知（法第8条の2の2及び第15条の2の2関係）

都道府県知事は、定期検査を行ったときは、施設の設置者に対し、検査終了日、検査の結果及び次回の検査に係る受検期限等を書面により通知するものとする。

10. 維持管理情報の公表（法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3関係）

一般廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場に限る。）の設置者及び産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3）。

(1) 公表の対象情報（法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項関係）

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項で定める環境省令で定める事項は、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項（過去3年分のもの）とする^{*5}。

※4 当該施設に係る設置の許可を受けた時期に応じて1～5年以内とする。

※5 現行法においても、これらの施設設置者は、維持管理に関する情報について、記録し、施設に備え置かなければならないこととされている。

(2) 公表方法^{※6}

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項の環境省令は、各月の維持管理情報について、当該月の翌月の末日までに公表することとする（ただし、連続測定が必要とされている維持管理情報については、任意とする）。

11. 異常が生じた廃棄物処理施設への対応**(現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項関係)**

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（以下「維持管理基準」という。）において、「施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置」の記録を作成し、3年間（最終処分場においては、廃止までの間）保存することとされている（現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項）。

産業廃棄物が産業廃棄物処理施設から流出する等の異常な事態が生じたときに講じた措置については、記録を作成し、3年間（最終処分場においては、廃止までの間）保存しなければならないことを、維持管理基準に明示的に規定する。

12. 設置者が不在となった最終処分場対策（法第8条の5及び第15条の2の4関係）

最終処分場の設置者又は最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、維持管理積立金の積立てをしている最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる（法第8条の5及び第15条の2の4）。

維持管理積立金を取り戻すことができる場合は、都道府県知事により最終処分場の廃止の確認を受けた場合又は維持管理積立金を積み立てるべき額が負数となった場合とする（現行規則第4条の13第1項）。

埋立処分の終了後に維持管理を行う場合であって、当該維持管理に要する期間が1年を超えるときは、その1年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額に限り取り戻すことができる（現行規則第4条の14）。

(1) 最終処分場の設置者であった者又はその承継人等が維持管理積立金を取り戻す際の手続（現行規則第4条の13第1項及び第4条の14関係）

①法第8条の5第6項及び第15条の2の4で定める環境省令で定める場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。

②規則第4条の14の維持管理を行う場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。

③最終処分場の設置者であった法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しない場合における当該法人の役員であった者及び最終処分場の設置者であった者の承継人（当該者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、当該最終処分場について積み立てられた維持管理積立金の額を照

※6 公表方法については、法律上「インターネットその他の適切な方法」で行うこととされているが、「その他の適切な方法」としては、インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について、求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場での閲覧等が考えられる。

会することができることとする。

(2) 取戻しの申請（法第8条の5第6項及び第15条の2の4関係）

①最終処分場の設置者であった者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）が維持管理積立金の取戻しの申請を行う場合には、以下の事項を記載した申請書を提出しなければならないこととする。

（申請事項）

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・最終処分場の許可の年月日及び許可番号
- ・最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量
- ・取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎
- ・申請の理由

②申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

（添付書類）

- ・維持管理の内容を記載した書面
- ・経費の明細書
- ・維持管理を行うことを証する書面
- ・申請者が最終処分場の設置者であった者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）である場合にあっては、その旨を証する書面
- ・申請者が法人の役員であった者である場合にあっては、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないことを証する書面^{※7}

13. 多量排出事業者処理計画

（法第12条第9項から第11項まで及び第12条の2第10項から第12項まで関係）

多量排出事業者は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない（法第12条第9項）。

多量排出事業者は、計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない（法第12条第10項）。

都道府県知事は、計画及び実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする（法第12条第11項）。

特別管理産業廃棄物についても同様とする（法第12条の2第10項から第12項）。

(1) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の様式

法第12条第9項及び第12条の2第10項の環境省令で定める基準において、計画の様式を設ける。

(2) 計画等の記載事項の変更（現行規則様式第2号の2から第2号の5まで関係）

①委託する処分（様式第2号の2及び第2号の4）又は委託した処分（様式第2号の3及び第2号の5）の内容について、再生利用、熱回収、処分の別や、認定熱回収施設設置者又は特例優良許可業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合にはその別に記載することとする。

※7 許可が取り消された者又はその承継人から当該最終処分場が移転していないことを証する書類として、当該最終処分場の登記事項証明書が考えられる。

②再生利用、処分等について、その主な方法について記載することとする。

(3) 公表（法第12条第11項及び第12条の2第12項関係）

都道府県知事への提出は電子ファイル（メール又はCD-ROM等）にて行うこととし、都道府県知事は、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

14. 広域的処理認定制度の合理化（法第9条の9及び第15条の4の3関係）

広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者（以下「広域的処理認定業者」という。）は、当該広域的処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法等に係る変更をしようとするときは、環境大臣の変更の認定を受けなければならない（現行令第5条の8及び現行規則第6条の21第4号）。

広域的処理認定業者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする（現行規則第6条の19）。

- ・当該認定に係る廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・認定の年月日及び認定番号
- ・認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・当該認定に係る廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場所の所在地

広域的処理認定業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る廃棄物の処理に関し、当該廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない（現行規則第6条の24及び第12条の12の13）。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・認定の年月日及び認定番号
- ・次に掲げる数量又は熱量
 - 一当該申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
 - 一当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
 - 一再生を行った場合にあつては再生品の種類ごとの数量
 - 一熱回収を行った場合にあつては当該熱回収により得られた熱量

(1) 変更手続の合理化（現行規則第6条の21第4号及び第12条の12の13関係）

広域的処理認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の処理方法の変更については、変更認定が必要とされているところ、届出で足りることとする。

(2) 車両表示の合理化等（現行規則第6条の19、第7条の2の2及び第12条の12の13関係）

広域的処理認定業者の委託を受けて当該認定に係る収集運搬を行う者の使用する運搬車又は運搬船については、以下①の事項を表示すれば足りることとする。また、当該者が収集運搬を行う際は、②の書面を備え付けておくこととする。

①車両表示事項

- ・当該認定に係る廃棄物の収集運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・認定番号
- ・当該認定に係る廃棄物の収集運搬を行う者の氏名又は名称

②書面備付け事項

- ・当該認定に係る廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場所の所在地を証する書類

- ・広域的処理認定証の写し

(3) 広域的処理認定報告書の記載事項の変更（現行規則第6条の24及び第12条の12の13関係）

認定基準を満たす処理の実施についてフォローアップを行えるよう、現行規則第6条の24及び第12条の12の13に基づく報告書の記載事項に、当該申請に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置を追加することとする。

15. 熱回収施設設置者認定制度（法第9条の2の4及び第15条の3の3関係）

熱回収施設[※]を設置している者は、環境省令で定めるところにより、施設及び者の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。熱回収施設の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、政令で定める基準に従って行うことができる。その他認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(1) 認定の手続（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の認定を受けようとする廃棄物処理施設設置者は、熱回収を行う廃棄物の種類、方法、熱回収率等を記載した申請書及び事業計画の概要書類、過去1年間の熱回収の実績に関する資料、法第8条第1項又は第15条第1項の許可証等の添付書類を提出しなければならない。

(2) 認定に係る施設の技術基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項第1号及び第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、以下のとおりとする。

- ①熱回収に必要な設備（ボイラー又は熱交換器）が設けられていること。
- ②熱回収によって得られる熱量を連続的に測定し、かつ記録するための装置（発電にあっては電力計、熱利用にあっては圧力計、温度計及び蒸気の流量計）が設けられていること。
- ③廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること等、現行規則第4条又は第12条及び第12条の2に規定する廃棄物処理施設の技術上の基準に適合するものであること。

(3) 認定に係る者の能力基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項第2号及び第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、当該申請に係る熱回収施設において、10%以上の熱回収率で熱回収を行うことを内容とする事業計画を有し、かつ当該計画を的確かつ継続的に実施するに足る能力を有するものであることとする。

※ただし、投入熱量全体の30%を超える範囲で外部燃料を利用する者を除く。

(4) 認定更新期間（法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項関係）

法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項の環境省令で定める期間は、5年とする。

(5) 認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準

認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準のうち、保管する産業廃棄物の数量に係る部分については、当該数量が、当該熱回収施設の一日当たりの処理能力の21日分を超えないよ

※8 法第8条第1項又は第15条第1項の許可に係る廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものをいう。法第9条の3第1項に基づき市町村が設置する一般廃棄物処理施設は含まれない。

うにすることとし、その余については通常の廃棄物処理基準と同様とする。

(6) 変更認定等（法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項関係）

法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- ①認定熱回収施設設置者は、認定内容を変更しようとするときは、都道府県知事の変更の認定を受けなければならないこととする。ただし、一定の軽微な変更については、都道府県知事に届け出れば足りることとする。
- ②都道府県知事は、認定をしたとき、又は変更の認定をしたときは、認定証を交付しなければならないこととする。
- ③認定熱回収施設設置者は、熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

(7) 報告書の提出（法第9条の2の4及び第15条の3の3関係）

認定熱回収施設設置者は、毎年度、熱回収に係る実績報告書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

16. 輸入許可対象の拡大

（現行令第6条の2、第6条の6、第6条の12及び第6条の15関係）

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない（法第12条第6項）。

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合はその限りでない（法第14条第16項）。

事業者は、その産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合には、環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができる（現行令第6条の2第2号）。再委託の場合も同様とする（現行令第6条の12）。特別管理産業廃棄物についても同様とする（法第12条の2第6項及び第14条の4第16項並びに現行令第6条の6及び第6条の15）

国外廃棄物の輸入をできる者として、国外廃棄物の処分を他人に委託して適正に処理することができると認められる者を追加したことに伴い、法第12条第6項及び第12条の2第6項の政令で定める基準（委託基準）において、自ら処理するものとして輸入許可を受けて輸入された産業廃棄物以外の産業廃棄物については委託することができることとする。

法第14条第16項及び第14条の4第16項の政令で定める基準（再委託基準）において、輸入許可を受けて輸入された廃棄物については、再委託することができないこととする。

17. 施行期日

平成23年4月1日を予定（改正法の施行日と同日。なお、改正法の施行期日については別途改正法の施行期日を定める政令において定める。）。

行政だより



基安安発 0422 第 4 号
平成 22 年 4 月 22 日

社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止について

労働災害防止対策の推進につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、爆発災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところでありますが、別添1のとおり、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等において粉じん爆発災害が発生しているところです。

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等においては、コピー機、印刷機等から回収されたトナー及びプラスチック部品の破砕により生じる微細なプラスチック粉じんが爆発火災の原因となり得るものですが、当該施設において事業者の粉じん爆発に対する危険性の認識が十分でないこと等から、爆発火災災害の防止対策が不十分な場合が少なくなく、同種災害の発生が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、今般、貴連合会において「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」が改訂され、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止対策が追加されたことから、同資料を参考に必要な対策が講じられるよう、都道府県労働局、環境省及び関係業界団体に対し、別添2から別添4のとおりそれぞれ通知したところです。

つきましては、貴連合会におかれましても、会員事業場への周知、対策の徹底等につきまして一層の取組をお願いします。

ADMINISTRATION INFORMATION

別添 1

〇A機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発火災災害事例

発生年月	発生場所	災害の概要
平成20年8月	神奈川県 横浜市	廃トナーカートリッジを回収する設備において、カートリッジを破碎し振動ふるいにかけて、その後、磁力選別機により金属とプラスチックに分けて回収する作業中に爆発が発生し、作業員2名が負傷した。
平成20年1月	神奈川県 秦野市	廃棄物リサイクル施設において、廃〇A機器を破碎中に破碎機付近で爆発が発生し、工場建屋の屋根や壁が吹き飛び、工場内で作業を行っていた3名が負傷した。
平成19年3月	埼玉県 白岡町	廃プラスチック、木、紙くずを原料としてRPF（古紙、廃プラスチック等を原料とした固形燃料）を製造する工場において、廃プラスチック等を破碎する破碎機に金属製の廃棄物が混入し、破碎機内で衝撃火花又は摩擦によって破碎粉じんに着火して爆発が発生し、2名が負傷した。
平成17年2月	埼玉県 久喜市	廃トナーカートリッジを粉碎機に投入作業中、集じん機内で静電気の放電により粉じん爆発が発生した。集じん機の破壊とともに、火炎が集じんダクトを伝わり破碎機内でも爆発が発生した。人的被害はなかった。

行政だより

別添2

基安安発 0422 第2号
平成22年4月22日

都道府県労働局労働基準部
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止について

爆発災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところであるが、別添1のとおり、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等において粉じん爆発災害が発生しているところである。

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等においては、コピー機、印刷機等から回収されたトナー及びプラスチック部品の破砕により生じる微細なプラスチック粉じんが爆発火災の原因となり得るものであるが、当該施設において事業者の粉じん爆発に対する危険性の認識が十分でないこと等から、爆発火災災害の防止対策が不十分な場合が少なくないと考えられる。

こうした状況を踏まえ、今般、社団法人全国産業廃棄物連合会において、同連合会が作成している「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止対策が追加される等の改訂が行われ、別添2のとおり発行されたところである。

については、同資料を活用し、関係事業場に対する指導等の徹底を図るとともに、必要に応じ、都道府県産業廃棄物協会等と連携して集団指導を実施する等の取組を推進されたい。

なお、OA機器、家電製品等のリサイクル作業は、機器メーカー系列等の事業者が行うことがあることから、同連合会以外の関係業界団体に対し、別添3のとおり要請するとともに、同連合会に対し別添4のとおり、事業所管官庁の環境省に対し別添5のとおりそれぞれ通知したので了知されたい。

(別添1から別添5 略)

ADMINISTRATION INFORMATION

別添3

基安安発 0422 第5号
平成22年4月22日

環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長
産業廃棄物課長 殿
廃棄物対策課長

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止について

爆発災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところでありますが、別添1のとおり、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等において粉じん爆発災害が発生しているところです。

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等においては、コピー機、印刷機等から回収されたトナー及びプラスチック部品の破砕により生じる微細なプラスチック粉じんが爆発火災の原因となり得るものですが、当該施設において事業者の粉じん爆発に対する危険性の認識が十分でないこと等から、爆発火災災害の防止対策が不十分な場合が少なくなく、同種災害の発生が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、今般、社団法人全国産業廃棄物連合会において、同連合会が作成している「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止対策が追加される等の改訂が行われ、別添2のとおり発行されたところです。

つきましては、OA機器、家電製品等のリサイクル施設における粉じん爆発災害を防止するため、同資料を参考に必要な対策が講じられますよう、関係事業場への周知等について、御協力方お願いします。

なお、OA機器、家電製品等のリサイクル作業は、機器メーカー系列の事業者が行うことがあることから、同連合会以外の関係業界団体に対し、別添3のとおり要請するとともに、同連合会に対し別添4のとおり、都道府県労働局に対し別添5のとおりそれぞれ通知しておりますので了知ください。

(別添1から別添5 略)

行政だより

別添4

基安安発 0422 第3号
平成 22 年 4 月 22 日

財団法人家電製品協会理事長
一般社団法人パソコン 3R 推進協会代表理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止について

労働災害防止対策の推進につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、爆発災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところでありますが、別添1のとおり、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等において粉じん爆発災害が発生しているところです。

OA機器、家電製品等のリサイクル施設等においては、コピー機、印刷機等から回収されたトナー及びプラスチック部品の破砕により生じる微細なプラスチック粉じんが爆発火災の原因となり得るものですが、当該施設において事業者の粉じん爆発に対する危険性の認識が十分でないこと等から、爆発火災災害の防止対策が不十分な場合が少なくなく、同種災害の発生が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、今般、社団法人全国産業廃棄物連合会において、同連合会が作成している「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に、OA機器、家電製品等のリサイクル施設における粉じん爆発災害の防止対策が追加される等の改訂が行われ、別添2のとおり発行されたところです。

つきましては、OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害を防止するため、同資料を参考に必要な対策が講じられますよう、会員事業場への周知徹底をお願いします。

なお、事業所管官庁の環境省に対し別添3のとおり通知しておりますので了知ください。

(別添1から別添3 略)

ADMINISTRATION INFORMATION

**産業廃棄物処理業者・再生事業者の
省CO₂設備導入を支援します！**

—平成22年度 補助金の募集(2次募集)のご案内—
産業廃棄物処理業者、再生事業者が実施する電動式等フォークリフト等導入事業

大阪府では、地球温暖化対策を推進するため、大阪府グリーンニューディール基金を活用して、「大阪府民間事業者省CO₂設備導入支援事業補助金」を創設し、民間事業者による二酸化炭素削減効果の高い設備（電動式等フォークリフト等運搬施設及びLED照明など）の導入を支援します。

募集期間 平成22年7月30日(金)～平成22年10月29日(金)

【一次締切り 平成22年8月31日 二次締切り 平成22年9月30日 最終締切り平成22年10月29日】

各締切り時点で今年度予定数に達した場合は以降の締切りを待たずに募集を終了します。

※大阪府循環型社会推進室HP

(<http://www.pref.osaka.jp/shigenjunkan/shokai.html>) でもお知らせしています。

1 補助の対象となる事業

すでに大阪府内に設置され、事業を行っている産業廃棄物処理業場（積替え保管を含まない収集運搬業を除く）、又は、再生事業場における施設設備をCO₂等排出抑制設備（運搬施設、照明設備、空調設備）への代替的導入するもので以下の条件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 施設・設備の導入にあたっては、フォークリフトなど運搬施設*及びLEDなどの高効率照明設備、又は高効率空調設備を複合的に代替的に導入（例：電動式等フォークリフトとLED照明機器）するもの
- (2) 運搬施設を導入する場合には、既存のエンジン式のものから最大荷重が同格以下の電動式あるいはハイブリッド（以下、「電動式等」という。）によるものへの代替導入であること
- (3) 代替の対象となる既存の施設設備のエネルギー使用量及び時間を把握していること
- (4) 事業終了後、CO₂削減効果を報告できるよう、設備の稼動状況、エネルギー使用量等を把握しておくこと
- (5) 施設設備の導入は、この補助金の交付の決定以降に行うこと

※運搬施設

フォークリフトなど、事業場内で廃棄物を運搬するための施設（事業場の外で廃棄物を運搬するトラック等及びそれに付随するものは含まれません）

今回から合い見積もりを不要としました。

2 補助の対象となる方

補助の申請をすることのできる方は、以下のとおりです。

- (1) 以下の条件を満たす、産業廃棄物処理業者（積替え保管を含まない収集運搬業者を除く）
 - ① ISO14000、E A21その他これに類する資格の取得状況、財務諸表、組織体制、処理実績に関する情報を公開するものあるいはこれから公開しようとするもの
 - ② 当該補助金を活用した取組みに関する情報を公開しようとするもの*

行政だより

ADMINISTRATION INFORMATION

③過去5年間にわたって、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく事業停止命令等の行政処分を受けていないもの

(2) 以下の条件を満たす、再生事業者（再生事業を行う者）

①当該補助金を活用した取組みに関する情報を公開しようとするもの*

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき再生事業者登録を行っているもの

※当該補助金を活用した取組みについては、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室のホームページに事業者名、取組概要（導入した設備の概要）、削減効果などを掲載させていただきます。

3 補助金の額

補助対象となる経費から寄付金やその他の収入額を差し引いた額の1/3。

100万円が上限となります。

（例：①導入費用総額 330万円→補助額100万円 ②導入費用総額270万円→補助額90万円）

4 補助対象事業の実施期間

補助金の交付の決定を行った日から、当該年度の3月31日までに事業実施（設備導入）が必要です。

5 補助事業の決定

○一次締切り分 9月中旬ごろ ○二次締切り分 10月中旬頃

○最終締切り分 11月中旬ごろ

各締切り時点で今年度予定数に達した場合は以降の締切りを待たずに募集を終了します

補助金の交付の決定にあたっては、予算の範囲内で、次のことに留意して行います。

- ①事業内容が交付要綱、実施要領の要件を満たしていること
- ②事業の確実性、継続性が十分見込まれること
- ③CO₂削減量が優れていること

6 補助金実績報告

補助金の交付を受けた方は、事業終了後、所定の様式で事業実績報告を行っていただきます。

7 補助金の申請

補助金申請をされる方は、申請書を募集期間内に環境農林水産部循環型社会推進室へ提出ください。

(1) 持参又は郵送で提出してください（各締切期限内必着）。ただし、郵送の場合は、簡易書留など記録が残る方法でお送りください。

(2) 申請書類は下記のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

<http://www.pref.osaka.jp/shigenjuncan/shokai.html>

提出書類 一 覧	(1)大阪府民間事業者省CO ₂ 設備導入支援事業交付申請書（要綱様式第1号） (2)交付申請書添付書類（別紙1～別紙4、参考シート、導入前設備の写真・図面等）
-------------	--

8 問合せ・申込み先

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 フォークリフト等導入補助金担当
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-7（大阪赤十字会館7F）

電話：06-6944-9223 または 06-6944-6948

※相談、提出に来室される際は、できるだけ電話で事前予約をお願いします。

※対応時間：9時15分～12時15分、13時～17時45分（土、日、祝日を除く）。

企業の排出事業者責任が問われています。
 リスク管理は万全ですか？



平成22年度 廃棄物管理士講習会

（産業廃棄物排出事業者講習会）

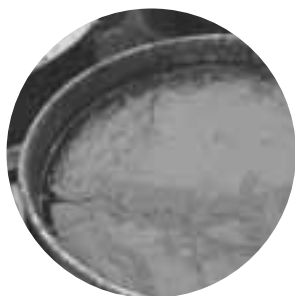
環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
 廃棄物処理法の解説をします！

開催期日		受講日数	定員
平成22年	12月17日(金曜日)	1日	150名
平成23年	3月4日(金曜日)	1日	150名

開催場所／大阪府私学教育文化会館 5階(講堂)
 大阪市都島区網島町6-20



本講習会修了者には、(社)大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。また本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」として従事する要件を満たすためのもthingとしても、ご利用いただけます。



実施機関



社団法人大阪府産業廃棄物協会
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル5階
 TEL: 06-6943-4016

受付機関



関西環境保全事業協同組合
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル4階
 TEL: 06-6920-9292

O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成22年5月～平成22年8月）の概要を紹介します。

■大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 啓発部会

日 時：平成22年5月18日(火曜日) 14時00分
場 所：大阪赤十字会館 4階(402会議室)
内 容：平成22年度大阪府産業廃棄物不適正処理防止推進事業計画（案）について
平成22年度産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間(6月期)事業(案)について、等
参画者：白坂 悦夫（副会長）
三ッ川卓生（副会長）
田尾 利光（事務局長）

■社団法人全国産業廃棄物連合会功労者・ 優良事業所・地方功労者・地方優良事業 所・優良従事者表彰

日 時：平成22年6月18日(金曜日) 16時15分
場 所：明治記念館（蓬莱の間）
受賞者：功労者表彰 三ッ川卓生（副会長）
優良事業所表彰 株式会社大晃運送
地方功労者表彰 赤澤健一（理事）
地方優良事業所表彰
三洋商事株式会社
大都クリーン株式会社
有限会社ピージーエム
優良従事者表彰
竹川信彦（株式会社アイデックス）
松下博子（大栄環境株式会社）

■産業廃棄物処理業優良化推進委員会

日 時：平成22年6月21日(月曜日) 15時00分
場 所：財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
(会議室)

内 容：優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度について、等
参画者：浜野廣美（副会長）

■なにわサンパイ塾

日 時：平成22年6月25日(金曜日) 14時00分
場 所：社団法人大阪府産業廃棄物協会
(会議室)
参画者数：23名
形 式：質疑応答
進 行：田中 公治（組織広報委員）
國中 雅之（組織広報委員）
高田実佐大（組織広報委員）
片渕 則人（組織広報委員）
田中 千議（事務局事業主任）
辻岡 昌子（事務局調査担当）



■企業による森づくり連絡調整会

日 時：平成22年6月29日(火曜日) 13時30分
 場 所：堺第7-3区管理事務所(会議室)
 内 容：草刈りイベント(平成22年7月25日(日)
 開催)について
 植樹イベント(平成23年2月27日(日)開
 催予定)について
 平成22年2月開催植樹イベントの報告、
 等
 参画者：白坂 悦一(青年部幹事)

■大阪府アスベスト飛散防止推進会議

日 時：平成22年6月30日(水曜日) 10時30分
 場 所：エルおおさか(大阪府立労働センター)
 7階(708会議室)
 内 容：国・府におけるアスベスト対策の取組等
 について
 関係団体におけるアスベスト対策の取組
 等について、等
 参画者：河野 俊二(理事)

■大阪府港湾局長感謝状贈呈式

日 時：平成22年7月5日(月曜日) 16時30分
 場 所：リーガロイヤルホテル堺3階(橘の間)
 出席者：白坂 悦夫(副会長)



■独立行政法人国際協力機構集団研修 (大阪アジア3Rサポート事業)



O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

日 時：平成22年7月22日(木曜日) 10時00分
 場 所：社団法人大阪府産業廃棄物協会
 (会議室)
 研修内容：産業廃棄物の適正処理と大阪府産業廃
 棄物協会の役割
 履 修 生：エルサルバドル、ヨルダン、フィリピン、
 サウジアラビア、マケドニア、ベ
 トナム、メキシコ(2名)
 講 師：龍野 浩一(事務局次長)

**■社団法人全国産業廃棄物連合会
 近畿地域協議会**

日 時：平成22年7月23日(金曜日) 15時00分
 場 所：ホテルグランヴィア和歌山6階
 (アクアグラン)
 内 容：廃棄物処理法政省令事項素案について
 社団法人全国産業廃棄物連合会活動報告、
 等
 参画者：國中 賢吉(会長)
 田中 正敏(副会長)
 白坂 悦夫(副会長)
 三ツ川卓生(副会長)

■共生の森草刈り活動



日 時：平成22年7月25日(日曜日) 9時00分
 場 所：堺第7-3区「共生の森」

主 催：大阪府
 運営協力：特定非営利活動法人大阪府民環境会議
 参加者数：184名



■大阪府フロン対策協議会

日 時：平成22年7月27日(火曜日) 13時00分
 場 所：国民会館住友生命ビル6階
 (公害審査会室)
 内 容：平成21年度事業報告について
 平成21年度収支決算について
 平成22年度事業計画(案)について
 平成22年度収支予算(案)について
 協議会の運営の見直しについて、等
 参画者：田尾 利光(事務局長)

**■社団法人全国産業廃棄物連合会
 正会員事務局責任者会議**

日 時：平成22年7月30日(金曜日) 13時30分
 場 所：アジュール竹芝14階(天平の間)
 内 容：廃棄物処理法一部改正に伴う政省令の動
 向について
 平成22年度地球温暖化対策について
 平成22年度教育研修について
 「最終処分場の環境管理」普及啓発に係
 る説明会の実施について
 平成22年度労働安全衛生及び収集運搬に

関する取り組みについて
 公益社団法人移行認定申請の状況等につ
 いて
 第9回産業廃棄物と環境を考える全国大
 会の開催概要について、等

参画者：白坂 悦夫（副会長）
 龍野 浩一（事務局次長）

■新公益法人移行のための個別相談会

日 時：平成22年8月4日(水曜日) 13時30分
 場 所：大阪府庁本館1階（総務部法務課）
 参画者：大仲 清（監事）
 田尾 利光（事務局長）
 龍野 浩一（事務局次長）

■グリーン化プログラムを活用したエコ アクション21認証登録に関する説明会

日 時：平成22年8月12日(木曜日) 14時00分
 場 所：社団法人大阪府産業廃棄物協会
 （会議室）
 内 容：エコアクション21認証登録制度
 エコアクション21グリーン化プログラ
 ム
 参観者数：10名（7社）



その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委
 員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処
 分部会を開催しました。また、社団法人全国産業
 廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科
 会に参画しました。



Member

会員紹介

Information

会社名	野村興産株式会社 関西営業所		
住所	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 高麗橋野村ビル7階		
代表者名	黒川 武 樹	代表者役職	所 長
従業員数	11名	会社設立日	平成12年5月

会社名	野村興産株式会社 関西工場		
住所	大阪市西淀川区中島2丁目4番143号		
代表者名	小 松 由 和	代表者役職	工場長
従業員数	16名	会社設立日	平成16年1月

I N T E R V I E W



営業所長

黒川武樹



工場長

小松由和

Q

本日はお忙しい中有難うございます。
まずは会社沿革についてお聞かせください。

当社の歴史は、昭和14年に大雪山入植者に発見された水銀の鉱脈を鉱山として開発するために設立された野村鉱業株式会社に始まります。以降、イトムカ（アイヌ語で“光り輝く水”の意）鉱山として、東洋一の水銀鉱山として生産を続けていたのですが、水俣病など水銀による健康被害が社会問題となったことで需要が激減し、鉱山開発をしても事業として成り立たなくなったため、昭和30年頃に閉山をしました。それからは、水銀を採掘して生産するのではなく、含水銀廃棄物の処理を中心とした廃棄物処理事業に業務をシフトすることとし、昭和48年に現在の野村興産が設立されました。翌年には本格的に処理事業をするために野村鉱業株式会社よりイトムカ鉱業所の一切の技術と設備等を買収し、現在に至ります。

ちなみに、関西でもかつては水銀を採掘していました。その関係で、奈良に大和金属鉱業という子会社がありましたが、関西での事業基盤強化のため、平成13年に吸収合併を致しました。今は“ヤマト環境センター”として分析業務を行っています。



インタビュー



野村興産株式会社 関西営業所

入居されている高麗橋野村ビルは、近畿地方を代表する建築家安井武雄の設計で1927年に建てられました。当時のドイツの建築でとった手法を採用しており、さらにその縁をオリエンタル調の装飾を施している昭和モダニズム建築を代表する建物です。



水銀の原石“辰砂”

この原石を破碎して600℃位に過熱すると硫化水銀が発生します。それを集めると水銀になります。昔から高級な朱色として用いられた色は辰砂から作られたもので、硫化鉄から作られた“ベンガラ”とは同じ赤でも違います。

Q2

水銀というと、かつては身近に使われていたものですよね。

そうですね。例えば血圧計にしても、電子式より水銀式のほうが正確と言われるように、水銀というのは本当は素晴らしい物質なんですよ。きちんと管理して適切に処分すれば、全く問題は起こりません。水俣病を引きこしたの、“メチル水銀”という強い毒性を持つ特殊な有機水銀化合物で、私どもが扱っている水銀とは違うものなのです。



イトム力鉱業所

かつて水銀を採掘されていた最盛期には3,000人ほどの方が周辺で生活していました。水銀中毒を防ぐために温泉に入る習慣があり、現在はその温泉が“塩別つるつる温泉”として営業されています。現在、周辺に住んでいる方はおられません、160名ほどの従業員がバスで通勤されています。

Q3

具体的にはどのような事業をなされているのでしょうか。

北海道のイトム力鉱山で培った水銀製錬技術を引き継いで、日本で唯一の水銀処理会社として廃蛍光管や電池の処理をしています。ここまで事業を継続できたのは、元々鉱山の施設があったため住民のコンセンサスを得やすかったことが大きいと思っています。

処理業に乗り出した当初は、それまで水銀を大量に使用していた業界からの含水銀廃棄物の処理を細々としておりましたが、昭和50年ごろ電池や蛍光管に含まれる水銀が社会問題となり、当社の処理内容が注目されるようになりました。そして昭和60年代に国の補助で新しい炉も作ることができ、廃蛍光管と乾電池の処理を本格的に行うようになりました。

水銀を使わないようにするというのは世界的な流れのため、鉱山の閉鎖と供給元の減少が相次いでいますが、水銀が無いとできないものもまだまだあるので、廃棄物から回収した水銀を商社を通じて海外にも輸出をしております。しかし、海外ではどこまで管理できているのか疑問なことも多く、大変心配しています。

INTERVIEW

Q4

北海道で処分となると、
輸送費が高くてつきそうですよね。

確かにそうですね。特に蛍光管となるとほとんど空気を運んでいるようなもので、処理費より収集運搬費が高くなってしまふことが多いです。当社といたしましても、お客様のコスト削減のため、蛍光灯破砕機を開発するなどしてきましたが、平成16年に関西工場を稼働させて収集運搬費の削減に努力しております。



安全は事業の生命線との認識の下、安全衛生管理に取り組んでいます。

Q5

関西工場では具体的にどのようなことが
されているのですか。

廃蛍光管のリサイクルを行っています。廃棄物の処理をしているというより、ガラスカレットの生産工場のようなところだと考えて頂いた方がいいかと思います。廃蛍光管から水銀を取り除き、グラスウールや新しい蛍光灯のガラスの原料にしています。ここ関西工場には、関西を中心に一廃と産廃の蛍光管が大量に運び込まれるのですが、蛍光灯の原料にするもの、グラスウールの原料にするものを手作業で分別しています。

電池に関しては積替え保管の許可だけを取っており、ここで集めて北海道のイトムカに運んで処分をしています。

余談ですが、ここでは、週一回、月曜日の始業前に“10分間清掃”といって、従業員全員で工場の雑巾がけをしています。これは、特に会社から指示したことなく、従業員の自発的な活動から始まったもので、意識の向上に繋がっています。



廃蛍光管の分別作業

Q6

日本で唯一ともなれば、
今の不景気の影響もあまりないのでしょうかね。

いえいえ、やはりわが社でも、廃棄物の出が鈍いという印象はありますね。でも、最近ニュースにもなった東京都の焼却炉に水銀が含有した廃棄物が運び込まれるようになって、ストップしたことなく、水銀系廃棄物の適正な保管と処理への社会の目が厳しくなり、当社といたしましても何かのお役に立てればと考えております。



右から、関西工場の小松工場長とスタッフの浜口さんと福田さん。関西工場立ち上げの頃からの方々で、工場取材では大変お世話になりました。



Q7

今後、野村興産様としてどのような事業展開を図っていきたくて考えていますか？

現在、廃蛍光管と乾電池の水銀の処理を2本柱にしていますが、特に蛍光灯はLEDに変わりつつあり、当社といたしましても何か新しい事業展開をしていかななくてはならないと危機感を抱いております。しかし、世の中が変われば、消えていく廃棄物があれば新たに出てくる廃棄物もありますので、将来を見越した技術開発をしていかなければならないと考えています。特にわが社の場合は、北海道という日本の東の方に処分場を構えている地理的關係上、そこでしかできないような処理困難物を扱えるオンリーワン企業になれるよう、技術チームに頑張ってもらっています。

Q8

お仕事をされていて、所長、工場長として、何かこうなって欲しいとか思いをお聞かせいただけますか？

所長：廃蛍光管、廃電池なんかを見ていても、リサイクル率がまだまだ低いのが現状です。特に一般のご家庭では、廃蛍光管を割ってしまって、一般のゴミと一緒に捨ててしまうなんていうことありませんか？かつては蛍光管に約50mgの水銀が含まれていたものの、今では約5mgに減っていますが、一本割ると、部屋の中は水銀の環境基準を、はるかに上回る濃度になってしまいます。

環境を守っていくためにも、国が蛍光管と電池のリサイクルに関する法制化をきちっと整備していただいて、適正な処理が進むことを祈っています。

工場長：関西工場は、見学された方が「えっ！これが処理場？何かの製造工場ではないの？」と驚かれるような施設にしたいです。「きつい(Kitsui)」「汚い(Kitanai)」「危険(Kiken)」の3Kではなく「綺麗(Kirei)」「気持ちいい(Kimotiii)」「感動(Kandou)」の3Kを感じられる施設にしたいです。綺麗はよく言われます。最近、気持ちのいい施設ですねと言われました。あとは「見学して感動しました」と言ってもらえれば、私の夢が一つかなったと思います。

INTERVIEW

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏名	芝田 健
役職	関西営業所 主任
自己紹介 ※主な業務内容を中心に	<p>環境に関する仕事に興味があり当社に入社し早9年が過ぎました。</p> <p>現在は営業部関西営業所で営業をしています。</p> <p>当社は国内で唯一水銀をリサイクルできる会社として誇りを持ち日々努力しております。</p> <p>また、現場での作業を行っていた経験を生かし自治体、各企業の方のニーズにできるだけお応えできる努力をし、諸先輩方に叱咤激励されながら楽しい日々を送っております。</p>





編集後記

この4月から久しぶりに朝の連続ドラマにはまっています。ご覧の方も多いのではないのでしょうか「ゲゲゲの女房」

ヒロインは昭和36年、売れない漫画家との結婚と同時に田舎から上京しますが、東京で待っていたのは、想像していたものとは懸け離れた貧乏生活です。日本の社会全体が豊かになる途中の頃とはいえ、穴が開いても何年も同じ服を着続け、茶葉が買えないので来客には水道水を出すような生活で、ドラマには描ききれない苦労があった事でしょう。しかし、世の中が一体となっていい方向へ向かおうとしている様子に、現代の視聴者は安心感と共に羨ましさを感じているような気がします。

さて、この頃の廃棄物処理はどうなっていたのか……？徹底的に物を大切にす
る時代で、廃棄物の排出量自体も少なかったのでしょうか、まだ産業廃棄物処理業
の誕生前で、当時の清掃法（昭和29年施行）は衛生管理を主な目的とするもので
した。

現在の廃棄物処理法は、度重なる改正で大変複雑になり、とすれば「えらい
ややこしいねんな～、ゴミを捨てるだけやのに何でこんな事せなあかんの？」と
言われる事も……。それでも事務局への一般の方からの質問内容は、法令につ
いて細かく突っ込んだものが増え、排出事業者サイドの意識変化を感じます。「え
らいややこしい事」がもっと当たり前の事として受け入れられる日も近いのでし
ょうかね。

（事務局 F）



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されることが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.42

クリーンライフ

第42号



平成22年9月13日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会 長 國 中 賢 吉

組織広報委員長 白 坂 悦 夫

